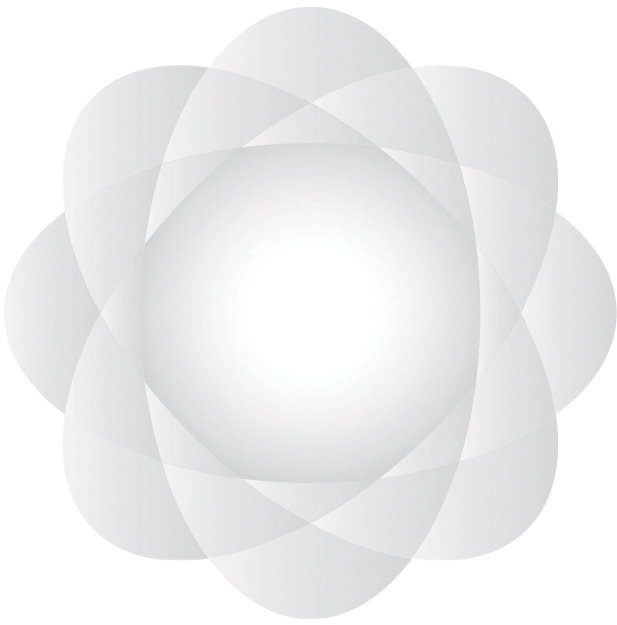




第6

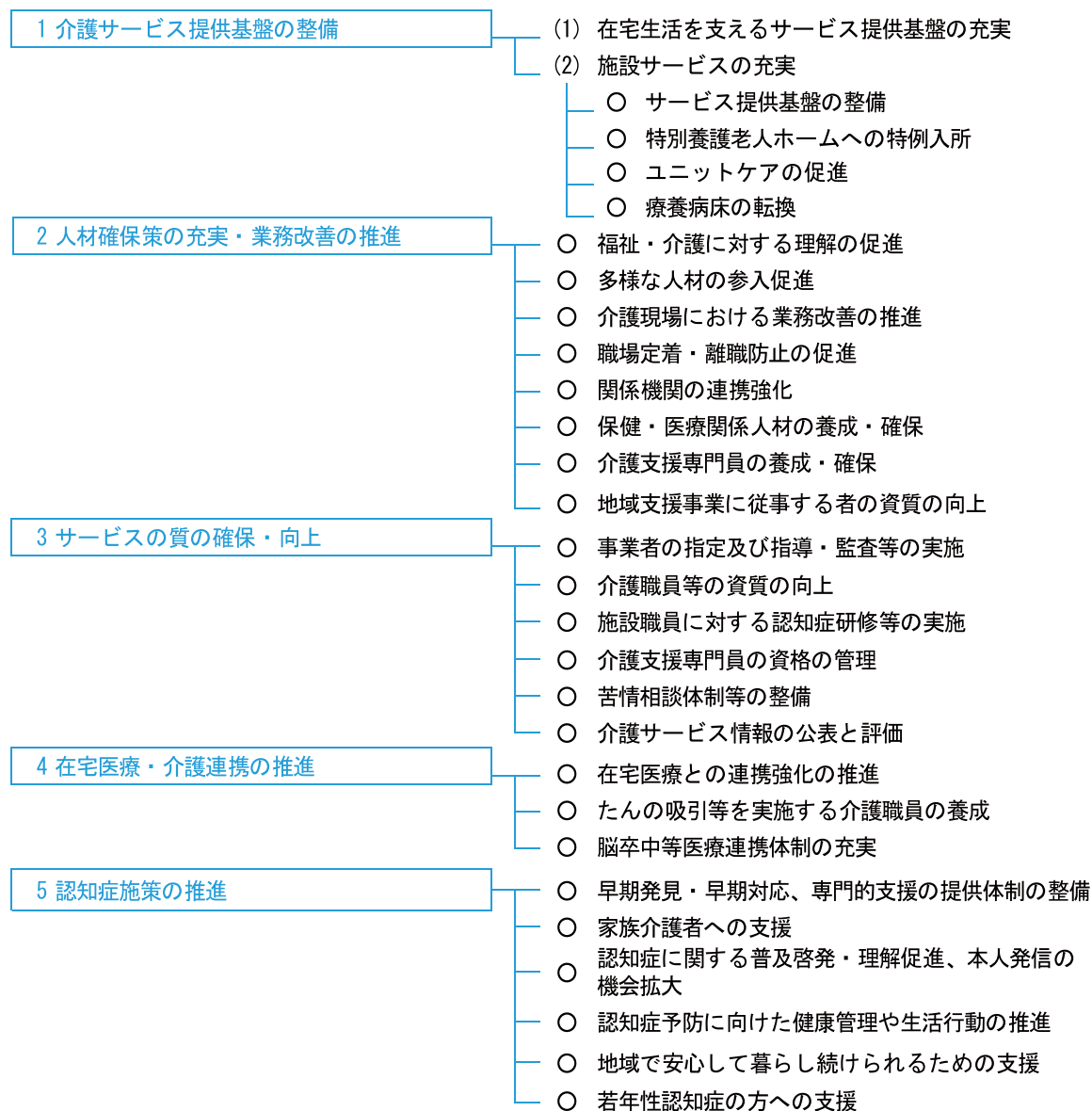
計画推進のための具体的取組

- 1 介護サービス提供基盤の整備
- 2 人材確保策の充実・業務改善の推進
- 3 サービスの質の確保・向上
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 認知症施策の推進
- 6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保
- 7 介護予防・生活支援サービスの充実
- 8 健康づくりと介護予防の推進
- 9 アクティブシニアの活躍支援
- 10 高齢者の権利擁護
- 11 災害・感染症に係る体制整備
- 12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築
- 13 制度の公正な運営
- 14 低所得者対策の充実
- 15 給付と費用の適正化の推進
- 16 適切な事業者指導と経営支援
- 17 計画の推進管理

第6

計画推進のための具体的取組

計画推進の基本的な方針を踏まえ、「介護サービス提供基盤の整備」、「人材確保策の充実・業務改善の推進」、「サービスの質の確保・向上」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保」、「介護予防・生活支援サービスの充実」、「健康づくりと介護予防の推進」、「アクティブシニアの活躍支援」、「高齢者の権利擁護」、「災害・感染症に係る体制整備」、「地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築」、「制度の公正な運営」、「低所得者対策の充実」、「給付と費用の適正化の推進」、「適切な事業者指導と経営支援」及び「計画の推進管理」の17項目に関する推進方策（取り組むべき方向性）を示します。



6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保	○ 多様な住まいの確保 ○ 情報提供・相談体制の充実 ○ 住宅改修に対する支援
7 介護予防・生活支援サービスの充実	○ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施 ○ 多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化 ○ 地域包括支援センターの機能強化 ○ 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進
8 健康づくりと介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防の推進 ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○ 介護予防の観点からの各種活動の推進 ○ 地域リハビリテーション支援体制の整備 ○ 感染症対策を踏まえた介護予防の推進
9 アクティブシニアの活躍支援	○ 就業機会の拡大 ○ 生涯学習の充実 ○ 文化・スポーツ活動の促進 ○ 社会活動等の促進 ○ 高齢者に配慮した環境の整備 ○ 住民主体による地域づくりの推進
10 高齢者の権利擁護	○ 高齢者の権利擁護
11 災害・感染症に係る体制整備	(1) 災害に対する体制整備 (2) 感染症に対する体制整備
12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築	○ 地域共生社会の推進 ○ 家族介護者への支援 ○ 各種相談体制の充実
13 制度の公正な運営	○ 制度の公正な運営
14 低所得者対策の充実	○ 低所得者対策の充実
15 給付と費用の適正化の推進	○ 給付と費用の適正化の推進
16 適切な事業者指導と経営支援	○ 適切な事業者指導と経営支援
17 計画の推進管理	○ 計画の推進管理

1 介護サービス提供基盤の整備

(1) 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実

【推進の視点】

地域包括ケアシステムが定着するためには、在宅生活を支える多様な介護サービスが「日常生活圏域」を単位として提供される体制づくりを進める必要があります。

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減など多岐にわたる様々な課題の解消に向けて、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の訪問による柔軟なサービス提供で支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等のサービスが提供されるよう積極的に取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備に対し助成するとともに、開設・運営の手引きを活用し、普及促進を図ります。
- ・グループホームやデイサービスセンターなどの在宅サービスを支える施設整備や訪問看護ステーションが少ない地域における立ち上げ経費などに対して助成します。
- ・地域密着型特別養護老人ホームの整備に併せて、小規模多機能型居宅介護サービス等の地域密着型サービス拠点の併設を検討するよう市町村に働きかけます。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
介護サービス提供基盤等整備事業	市町村 団体	地域密着型サービス施設等の整備や施設の開設準備に係る経費、介護療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成
地域づくり総合交付金（福祉振興・介護保険基盤整備事業）	市町村 団体	グループホーム、ヘルパーステーション、デイサービスセンター等の施設整備等に対する助成
在宅医療提供体制強化事業	市町村	訪問看護ステーションが少ない地域に市町村自ら設置若しくは参入した事業者に補助した場合の初度設備・運営経費を補助

(2) 施設サービスの充実

【推進の視点】

在宅生活を続けることが困難なときは、円滑に施設サービスに移行することが重要であり、将来の介護ニーズも踏まえた施設の適正配置に留意しつつ、地域の高齢者が安心して利用するための施設整備を検討していく必要があります。

特に、特別養護老人ホームの入所申込者数が、平成31年度で1万1,663人となっていることなどを踏まえ、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設である特別養護老人ホームの整備を進める必要があります。

また、今後、高齢者人口のピークアウトも含め、地域間で要介護者数や介護需要に格差が生じることも想定されるため、施設の老朽改築にあたっては、大規模修繕による施設の長寿命化など、中・長期的な視点に立った施設整備を進めていくとともに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加などの課題に対応していくために、地域密着型サービスの体制整備をより一層、図っていく必要があります。

また、施設においては、高齢者の尊厳を守るため、利用者一人ひとりがその人らしく毎日を過ごせるような個別ケアを進める必要があります。

さらには、令和5年度末の介護療養病床の廃止に向けて、介護医療院や老人保健施設等への転換を計画的に進めていく必要があります。

【推進方策】

○サービス提供基盤の整備

- ・要介護度が重度であり、在宅生活を続けることが困難な高齢者に対しては、円滑に施設サービスに移行することができるよう、地域の実情に応じた施設整備に対して助成します。
- ・特別養護老人ホームの整備については、必要入所定員総数を踏まえ計画的に進めるとともに、耐震基準改正前の昭和56年以前に整備された施設の優先的な改築や大規模修繕による耐震化整備を促進します。
- ・施設の改築に当たっては、今後の地域の介護需要等を見極めながら、既存の特別養護老人ホームのサテライト化や地域密着型施設の整備も視野に入れ検討します。
- ・既存施設の有効活用を図るため、中・長期的な介護需要等を踏まえた特別養護老人ホーム等の施設の長寿命化を促進します。
- ・有料老人ホーム等の施設における安全を確保するため、消防法令に基づくスプリンクラーの設備や災害時に備えた非常電源装置の設置などを働きかけます。

○特別養護老人ホームへの特例入所

- ・軽度の要介護者であっても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特別養護老人ホームへの特例入所ができるよう、引き続き、道と関係団体が協議して作成した「入居優先度判定指針」に基づく取扱いの周知を図ります。

○ユニットケアの促進

- ・個室・ユニット型の整備を原則とした上で、高齢者の多様なニーズから従来の多床室を整備することについても一定程度可能とします。
- ・質の高いユニットケアを確保するため、施設に入所しても、家庭的な雰囲気の下で、個別性に配慮したケアが行われるよう、施設管理者研修及びユニットリーダー研修を実施し、介護スタッフ等の資質向上を図ります。

○療養病床の転換

- ・療養病床の再編や介護療養型医療施設の廃止を踏まえ、療養病床から介護医療院や老人保健施設等への転換に向けた施設整備に助成するなど、地域の実情に応じた受け皿づくりを促進します。
- ・介護医療院へ転換することなどを検討している医療機関に対して、道が策定した「介護医療院開設許可手引書」などを活用し、円滑に転換できるよう支援します。

関 連 事 業 名	実施主体	概 要
社会福祉施設整備事業費補助金	市町村 団体	特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の整備などに対する助成
療養病床転換支援事業費補助金	市町村 団体	医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成
介護サービス提供基盤等整備事業（再掲）	市町村 団体	地域密着型サービス施設等の整備及び介護療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成